

# 久留米市介護用品支給事業登録事業者業務仕様書

## 1. 登録事業者の要件

令和5年4月1日現在において、久留米市介護用品支給事業の登録事業者となるものの要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内に営業所又は店舗を有し、「2. 対象品目」すべての取扱いがあり、介護用品等の販売を行っていること。
- (2) 紙おむつ等の使用に関して専門的助言が可能であること。
- (3) 支給の決定を受けた者からの依頼により自宅までの配送が可能であること。
- (4) 前項の配送において配送の区域は小学校区を単位とし、3校区以上であること。
- (5) 久留米市税の滞納がないこと。

## 2. 支給対象品目

この事業の支給対象品目となる紙おむつ等は次のとおりとする。

- ①尿取りパッド
- ②介護用パンツタイプの紙おむつ
- ③テープ止めタイプの紙おむつ
- ④フラットタイプの紙おむつ

## 3. 支給対象品目の質の確保と種類の明示

- ①登録事業者は、支給決定者からの希望の多いメーカー品を複数揃え、品質の高いものを提供しなければならない。
- ②登録事業者は、久留米市に対し取り扱う支給対象品目について、事業開始前に報告しなければならない。その際の報告様式は任意とするが、メーカー・製品名・価格等が分かりやすく記載されていること。

## 4. 利用者

この事業の支給決定者は久留米市に介護用品支給事業サービス利用申請書を提出し、支給決定通知書と給付券の交付を受けた者とする。

## 5. 実施回数

この事業の給付券の額は、各月3,000円以内であり、1月ごとに1か所の事業者にて原則1回の利用とする。ただし、事業者側が同月に複数回納品し、その合計額を請求することは認める。

## 6. 受付体制の確保

- ①登録事業者は、注文受付窓口を設置する。
- ②注文受付は、電話及びFAX等で受け付ける。注文表が必要であれば、登録事業者において作成する。登録事業者は、支給決定者からの連絡及び支給対象品目に関する問い合わせには、適切に対応すること。

## 7. 支給及び給付券の受領

- ①支給決定者からの注文に基づき、原則として利用者の住居に直接配送し支給する。ただし、支給決定者が登録事業者の店舗等で支給を希望する場合は、この限りではない。
- ②支給時には、支給決定者が入院・入所していないか等、在宅で生活していることの確認を必ず行うこと。
- ③上記②を確認後に支給対象品目を支給し、給付券の利用者欄に支給決定者又は代理の者から受領印又はサイン【おむつを使用している方の名前】と□施設に入所していない。□入院していない。□生活保護を受給していない。の確認欄にすべてチェックが入っていることを確認し、登録事業者が金額及び受領日を記載する。  
※ここでいう「代理の者」とは、支給決定者から購入を依頼された者であり、登録事業者の配送員及び店員はこれに当たらない。
- ④支給決定者の住居に配送した際に不在の時は、不在票を置き、連絡があった後に再度配送する。
- ⑤支給にあたっては、衛生面に充分注意する。
- ⑥支給決定者が給付券の金額を超過して支給対象品目を希望する場合は、購入費助成の金額を超過した分を支給決定者の自己負担とし、その分は登録事業者において徴収する。この場合の給付券に記入する金額は、超過した分を含めた額を記載すること。
- ⑦登録事業者は、支給決定者が在宅で必要とする量以上の支給を行ってはならない。

## 8. 請求及び報告

- ①請求は、原則として支給した翌月10日までにを行うものとする。
- ②請求の際には、
  - (a) 所定の請求書
  - (b) 支給決定者の受領印等を徴した給付券（別紙の内訳書に貼り付ける）
  - (c) 支給決定者名、購入日、購入品目、購入額のわかる資料（請求書やレシート等様式は任意、個人別でも一覧表でも可）を提出し、請求するものとする。その際、(b)は、内訳書の裏面は使わず、給付券は番号順に貼り付けること。また、支給決定者の受領印等の記載がないもの、修

正液等により金額の訂正が行われたもの又は請求月が誤っているものは、これを認めない。給付券に記載した内容に訂正がある場合は、登録事業者の請求印で訂正印を押印すること。(c)は、内訳書に貼り付けるか、番号順に並べ別紙として添付すること。

- ③受領印等がない場合等で支給決定者への問い合わせを目的に、久留米市に対し連絡先の照会を求めてもこれに応じない。また、これに関して久留米市から支給決定者への連絡も行わない。
- ④請求の際は、給付券の裏面に登録事業者名を記入すること。
- ⑤請求書等の提出は、上記の期日までに久留米市役所長寿支援課または各総合支所の市民福祉課に持参すること。

## 9. 相談・苦情対応

- ①支給決定者から介護用品の選び方や使い方等の相談があった場合は、適正かつ丁寧に助言すること。
- ②支給決定者から支給対象品目や配送等の苦情があった場合には、その原因を充分調査し、誠意をもって利用者への説明とその解決に努め、苦情の内容及び対応結果について久留米市に報告すること。また、これらの苦情が久留米市にあった場合にも、久留米市から登録事業者へ連絡した上で、同様の対応を行うものとする。

## 10. 再委託の禁止

登録事業者は、この事業に関わる全ての業務（販売及び配送）について、第三者に再委託又は委任してはならない。ただし、あらかじめ久留米市からの書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。

## 11. その他

- ①本事業を実施するにあたり、登録事業者は支給決定者に対して本事業に関係ない営利事業の周知・営業等、またそれと誤解される行為を行わないこと。
- ②支給決定者が本事業の支給要件を満たさないこと等、不正に利用していることを知りつつ支給対象品目の支給を行った場合や対象品目以外での給付券の利用を認めたことが明らかになった場合、登録事業者としての契約解除の対象となる。又、次年度以降は登録業者としての契約は締結しないことがある。
- ③本事業の契約は、契約書の提出をもって締結となるため、提出ない場合は、契約は成立しないものとする。